

# 令和5年6月2日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年6月2日(金)  
13時53分～14時32分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件  
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件  
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件  
議案第10号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請  
について 1件  
議案第11号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 業務報告・予定  
3) その他

## 出席委員 19名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	15番 高 田 太 衛
5番 日 光 善 治	16番 碓 善 秋
6番 三 輪 和 雄	17番 木 村 鉄 雄
7番 吉 江 秀 一	18番 沼 田 吉 雄
8番 前 田 真 一 郎	19番 渋 谷 忠 司
9番 西 尾 和 三 郎	20番 唐 島 隆 夫
10番 多 田 博 次	

欠席委員 14番 加賀谷 良雄

令和 5 年 6 月 2 日 農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さんご苦労様でございます。台風 2 号の余波で結構な雨で、来るときに小矢部の方を見ておりましたが、山手の方が相当大きい雨で、結構大きい水で、また、麦の刈り取り最盛期にこういう雨で大変だとは思いますが、その後、いい天気が続くようなことを週間予報で言っておりますので、大したことがないのではないかと。先月 29 日から国会の方へ全国大会に行ってきましたが、29 日の日の新幹線の後、東京の大田区のケット科学研究所の会社に行きまして、技術者の話を聞いて、翌日は国会へ行って、国会議員の先生方に、食料安全保障に向けた持続可能な農業・農村を創るための政策についてお願いしてきたわけでございます。全国大会の中では、現状の農業委員の仕事ということで、鹿児島県屋久島の農業委員さんの実績報告ともう一つはタブレットの活用状況ということで、静岡県の方の状況を聞いてきたわけです。この後、来月最後の総会ですが、この後もよろしく願います。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会6月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、19名で定足数（過半数）に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>欠席委員は、加賀谷委員さんとなっております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。 15番の高田委員さん、16番残委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第7号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 1 件</p> <p>○議案第8号 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」計 1 件</p> <p>○議案第9号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」計 4 件</p> <p>○議案第10号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」計 1 件</p> <p>○議案第11号 「農用地利用集積計画の制定について」 以上、5件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、議案第7号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号8番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は1,182㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号8番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。事務局の説明がありましたとおり、3条申請で所有権の移転申請であります。譲受人の〇〇さん、この方は5年前に家族で移住された方で空き家に入られた方です。譲渡人が〇〇さんであります。この申請地は、田んぼで1182㎡、約1反ほどであります。移住の時から、〇〇さんが農業に興味がありまして、同じ町内で住所も近いということもありまして、〇〇さんの農地を実は2年ほど前からこの申請地を借りて、農作業、水稻を栽培しております。つきましては農地は現状どおり継続可能であること、兼業農家ではありますが、農作業に支障がないこと、合わせて周辺の農地の利用に特に支障がないということもありまして、今回の許可基準の変更に伴って申請されております。</p> <p>つきましては、今回の申請は問題がないということでもあります。よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第7号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第7号については「承認」といたします。</p>

	<p>続いて、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第8号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号2番は、申請者が〇〇さんです。対象の農地は8筆で合計面積が296㎡となっており、駐車場敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、3ページから6ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画法の用途区域内ということで3種農地となりますので、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号2番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご報告いたします。申請地は〇〇から南のところへ寄った場所にあります。もともと住宅地として区画整備された土地であります。今はだいぶ離れた所に止めておられるそうです。ということで、不便であるということで、今の土地を駐車場用地として9台ぐらい停められるように造成したいということであります。駐車場でありますので、上水下水は関係ありませんし、雨水は砂利ということでありますので、自然浸水と前に側溝がありますので自然に流れていくということで、隣りの土地については今現在の擁壁を利用ながら進めていくということでありますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>今現在は田になっていますが、田になるようなところではないのですか。</p>
事務局	<p>地目が田だけで周りに全く田んぼがありません。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、「異議なし」として議案第8号については「承認」としてよろしいですか。</p>

全委員	異議なし
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第8号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきますが、受付番号3番につきましては、議案第10号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」と関連がありますので、一括して説明願います。</p>
事務局	<p>議案第9号の「農地法第5条の規定による許可申請について」及び議案第10号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」をご説明します。議案書3ページと5ページをご覧ください。まず先に5ページの事業計画変更についてご説明いたします。受付番号1番につきましては、平成〇〇に譲受人を〇〇さんとして住宅敷地のため転用が許可されております。しかしながら、当時経営していた会社が経営不振となり、資金繰りがうまくいかなかったため、住宅を建てることができなかったのですが、今回計画継承者の〇〇さんとの交渉がまとまったため計画変更を行うものであります。次に3ページの受付番号3番についてご説明いたします。受付番号3番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が311㎡となっており、住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから10ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画法の用途区域内ということで3種農地となりますので、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、議案第9号の受付番号3番及び議案第10号の受付番号1番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>ご報告いたします。概略につきましては、今ほど事務局から説明がありましてそれですべてかなと思います。場所につきましては、先ほど説明しましたところより、少し東側にあり、〇〇さんがあって少し入口の交差点のところでありまして、その辺一帯は都市計画になりまし</p>

	<p>て、宅地化されているところであります。〇〇さんは平成〇〇にそこを買われたのですが、今現在は〇〇に住宅を建てて住んでおられます。ということで、今の申請地をどなたかということで、不動産会社を通して探しておられたところ、〇〇さんとまとまったということです。〇〇さんは〇〇のアパートに住んでおられまして、出身が小矢部ということで、地元の方で家を建てたいという希望があって、それがマッチしたということであります。近隣との関係の同意書等もございまして、審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>議案第9号の受付番号3番及び議案第10号の受付番号1番について、質問が無いようですので、次に、議案第9号の受付番号4番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号4番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は2筆で面積が308㎡となっており、家庭菜園及び資材置場、乗入口のため転用を行おうとするものです。位置図については、11ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『隣接する土地との一体利用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>なお、申請地の乗入口は平成元年ごろから違反転用となっております、現況はコンクリート舗装となっております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号4番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。今事務局から説明があったとおりなんですが、少し付け加えると、〇〇の方なんですが、空き家と隣接する畑を農家レストランに活用したいという意思で、この5条申請になっております。譲受人が今は〇〇になっていますが、〇〇の方で〇〇さん、年齢は32歳と若い方です。譲渡人は〇〇にお住まいの〇〇さんということで、申請地の出身の方なんですが、令和3年3月に相続を受けた宅地ということになっております。今事務局からもありましたよう</p>

	<p>に、令和元年のころに図面12ページを見てもらうとわかるんですが、広い上の〇〇というところは県道で、右側の細い〇〇というところがもともとの公衆道路で、このどんつきまで行って、雑種地を通過して昔ながらの大きな門がある家です。そこからの乗り入れが非常に困難ということもありまして、〇〇の畑196㎡のところを違反転用していた内容になっております。実質的には〇〇の畑112㎡のところだけが隣接する実質の農地ということになっております。もちろん違反転用の関係で、譲渡人の始末書も添付されておりますし、〇〇の区長、生産組合長、土地改良区の同意書も得ております。実質的には、畑112㎡と少ないんですが、今後は野菜畑をさらに広げたい、ジビエ料理の食材等も考慮して農家レストラン、泊も兼ねたものにしていきたいという思いもあって、もちろん形になっておりますが、資材置場として転用ということも考えられることで、5条申請ということに相成っております。最終的に空き家と隣接する畑地の活用でありまして問題は特にないと思われまますので、よろしくお願ひします。全体の面積はもともと大きな家なので畑地を入れると約1000坪ぐらいの大きさになります。非常に広い昔ながらの大きな家です。報告を終わります。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号4番について、質問が無いようですので、次に、受付番号5番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号5番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が299㎡となっております、住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、15ページから19ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画法の用途区域内ということで3種農地となりますので、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号5番について、調査報告をお願いします。</p>

〇〇委員	<p>報告いたします。売買による所有権の移転の申請でございます。申請地は〇〇番の田となっている299㎡の土地です。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。〇〇さんは現在〇〇のアパートに住んでおられるんですが、お子さんができて手狭になったということで、住宅を新築するということで所有権の移転を申請されています。17ページの位置図を見ていただくと、隣接の地面が2カ所あるんですが、この土地を含めて3カ所とも耕作はされておられません。新築住宅に関しては、雨水に関しては隣接地に擁壁を設けて、溜桝等で前面の道路側溝で水を排水するというので、隣接地には水は流れないということです。近くに耕作されている水田がありますが、それに関する影響は、用排水は道路にそった側溝を使っているようで問題はないと思います。隣接の2人と町内会長の同意書も添付されていますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>受付番号5番について、質問が無いようですので、次に、受付番号6番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号6番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん、借借人が〇〇さんです。対象の農地は2筆で合計面積が8,403㎡となっており、砂利採取のため転用を行おうとするものです。位置図については、20ページから23ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号6番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さんなんですが、田んぼの砂利を採ろうとするものなんですが、元々〇〇さんの田んぼは〇〇が管理しておられまして、もう一つ受人の〇〇さんは、〇〇が頭となったグループのひとつです。〇〇の地番が2つありまして、3,261㎡と5142㎡の合計8,403㎡でございます。この田んぼの畔がいっぱい水漏れするやら、崩れているやらということで数年前か</p>

	<p>ら頭を抱えていたのですが、21ページの図面にあります下の2枚もOKと言ってもらえればいいのになど小出しで数年後に下の2枚もお願いしますという話も出てくるかもしれませんが、そういういきさつがあつて早くやってほしいという思いから、〇〇さんと意見があつたということでございます。期間は今年の7月1日から令和7年の6月30日まで一時転用しますということです。例年の話ですけれども、埋め戻しの原状復帰とかその他については作付けに影響が出ないようにしたいということです。工事される〇〇の実績とそれを囲うバリケード等、その他町内会長、土地改良区の許可もとってあります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第9号及び議案第10号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第9号及び議案第10号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第11号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。6ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、7ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が37件で、合計面積が356,845.99㎡であり、すべて更新となっております。「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。</p> <p>申請の内容は8ページから17ページに記載のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。</p>

会長	無いようですので、「異議なし」として議案第11号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第11号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項は、今回ありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 18～20ページ</p> <p>2) 業務報告・予定 21ページ</p> <p>3) その他連絡事項</p>
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	<p>無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたします。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>本日の総会審議ご苦労様でした。田植えも一段落で今後の作物も管理していただいて高品質、高収入を目指していただきたいと思います。</p> <p>これで6月の総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
	－6月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。

なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和5年6月2日

会長 宇川 傳 浩

議事録署名委員 15番 高 田 太 衛

16番 碓 善 秋

